

「国家公務員賃金引き下げ法案」民自公による「議員立法」で衆議院採決を強行

23日、民・自・公3党の密室協議によって「国家公務員給与臨時特例法案」（賃下げ法案）が「議員立法」として衆議院に共同提出され、総務委員会で採決が強行され、直後の本会議で可決、参議院へ送付されました。

全教も参加する全労連公務部会は、憲法違反の「賃下げ法案」の暴挙を許さないため、雨の中国会前座り込み抗議行動を行いました。参議院では28日に、総務委員会質疑、採決が狙われています。国公労連の宮垣忠委員長が委員として意見を述べる予定です。

賃下げ、消費税増税、社会保障削減など、二重、三重の負担を押し付ける賃下げ法案の強行に怒りをもって抗議するものです。

地方への波及—

「カットは想定していない」 県評の知事要請で、財務担当が 明言「知事も同様の考え」

2月16日に行われた県評の知事要請の回答で、財務担当は「来年度予算では7.8%カットを予算化していないし、交付税に関しても盛り込み済み、カットはあくまで国のこと、（県では）想定していない、知事も同様の考えだ」と述べました。

「法案」が成立しても国家公務員との同時進行は考えられませんが、政治状況や財務省の方針、姿勢、また「2年の限定でいいのか」などの声もあり、予断を許さない状況です。

定年延長を断念か—新聞報道

28日付け読売新聞の報道によると「政府は国家公務員の65歳定年延長を見送り」「現行再任用制度の拡充により再雇用を義務付ける」方針を固めたとされています。

「定年延長」に関しては、人事院が意見を申し出て、定年延長に関する制度の概要が明らかにされています。報道の通りとすれば、政府は人事院の「意見」を無視する形で、現行「再任用制度の拡充」による制度を打ち出したこととなります。希望者全員を65歳まで再雇用することを義務づけるとしても、定年の延長と再任用では大きな違いがあります。

人事院の「意見」では「退職手当」に関しての記述が先送りとなっていました。再任用制度の下では現行通りと考えられます。

定数内配置、給与水準、勤務時間、内容、新採用抑制、共済保険・年金の加入条件など課題は多くあります。今後の動きを注視する必要があります。

県教育委員会は、この問題で、「組合と十分話し合う」と回答しています。今後の大きな課題です。

